

～月湯村職員の給与を公表します～

月湯村行政の透明性の確保及び職員給与等の実態をより多くの村民から理解していただくために、給与の概要について公表します。(数値は平成13年4月1日現在の給与実態調査によるものです)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率(B/A)	(参考) 11年度の人件費率	
12年度	13,331	3,897人	1,812,949千円	88,928千円	483,072千円	26.6%	24.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与の状況

一般会計(特別職4人分除く) + 水道会計 + 下水道会計

区分	職員数 A	給与			一人当たり給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
13年度	58	219,338千円	63,213千円	93,204千円	375,755千円	6,479千円

(注) 1 職員数は4月1日現在の一般職職員数(教育長含む)である。 3 給与費は6月補正後の予算に計上された額である。
2 職員手当には退職手当組合負担金を含む。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成13年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
月湯村	321,900円	39.7歳	274,000円	44.1歳
新潟県	370,700円	42.4歳	344,200円	45.3歳

(注) 1 平均給料月額は、基準月における職種毎の給料の合計額を職員数で除して得た額である。
2 新潟県数値は10円単位四捨五入した額である。

(4) 職員の初任給の状況(平成13年4月1日現在)

区分	月湯村		国	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	174,400円	141,900円	174,400円	141,900円
技能労務職	—	139,000円	—	139,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成13年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数 10年～15年	経験年数 15年～20年	経験年数 25年～30年
		一般行政職	308,700円	353,800円
技能労務職	大学卒	245,100円	256,400円	383,100円
	高校卒	215,100円	—	320,000円
	中学卒	250,200円	232,200円	283,600円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成13年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主査	係副長	課長補佐、係長	課長補佐、参事	課長	
職員数	—	1人	10人	1人	10人	2人	4人	1人	29人
構成比	—	3.4%	34.5%	3.4%	34.5%	6.9%	13.8%	3.5%	100%
1年前構成比	—	9.7%	25.8%	9.7%	25.8%	3.2%	16.1%	9.7%	100%

(注) 1 月湯村職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3 平成13年4月1日現在の職員数に保育士は含まない。

(7) 職員手当の状況

区分	月湯村	国
期末手当	(12年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.60月分 3月期 0.55月分 計 3.60月分	勤勉手当 0.60月分 0.55月分 —月分 1.15月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 退職時特別昇給 原則1号給、定年、勤奨退職の場合は1号給加算	同 同 同 同 退職時特別昇給 1号棒

特殊勤務手当	区分		全職種
	12年度	職員全体に占める手当支給職員の割合	5.1%
時間外勤務手当	支給対象職員一人当たり平均支給年額		36,000円
	手当の種類(手当数)		4
	12年度	代表的な手当の名称	一人当たり平均支給年額
		税務主管課所属職員で、村税の賦課及び徴収事務に従事する職員の特殊勤勉手当	36,000円
11年度	支給総額(対象職員48人)	4,820千円	
	職員一人当たり支給年額	100千円	
		支給総額(対象職員48人)	4,609千円
		職員一人当たり支給年額	96千円

(平成13年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者16,000円。満22歳到達年度末までの子及び孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳到達年度末までの弟妹のうち2人までそれぞれ6,000円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人は11,000円、扶養親族要件を満たさない配偶者を有する者のその他の扶養親族に係る者は6,500円)その他の扶養親族については1人につき3,000円。扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人につき、さらに5,000円を加算。	同	
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額。 ・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額。 その所有に係る住宅に居住する世帯主職員1,000円。 当該住宅が新築又は購入され、5年までは2,500円。	同	
通勤手当	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員で自動車等を使用する距離が ・片道2km以上5km未満 2,000円 ・ 5km以上10km未満 4,100円 ・ 10km以上15km未満 6,500円 ・ 15km以上20km未満 8,900円 ・ 20km以上25km未満 11,300円	同	

(8) 特別職の報酬等の状況(平成13年4月1日現在)

区分	給料月額等	区分	給料月額等
給料	村長 705,000円	期末手当	村長 1.45月分
	助役 572,000円		助役 1.60月分
	収入役 534,000円		収入役 0.55月分
報酬	議長 275,000円	手当	議長 1.45月分
	副議長 226,000円		副議長 1.60月分
	議員 205,000円		議員 0.55月分
		計 3.60月分	

(9) 定員の状況

部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成12年	平成13年		
一般行政部門	1	1	0	
議総	議総	10	9	-1
	税務	2	2	0
	民生	16	17	1
	衛生	3	3	0
	農林	4	4	0
	水産	1	1	0
	土木	4	3	-1
小計	41	40	-1	
特別行政部門	12	12	0	
小計	12	12	0	
普通会計計	53	52	-1	
公営企業等会計部門	水道	2	2	0
	下水道	1	1	0
	その他	2	2	0
	小計	5	5	0
	合計	58	57	-1

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。